

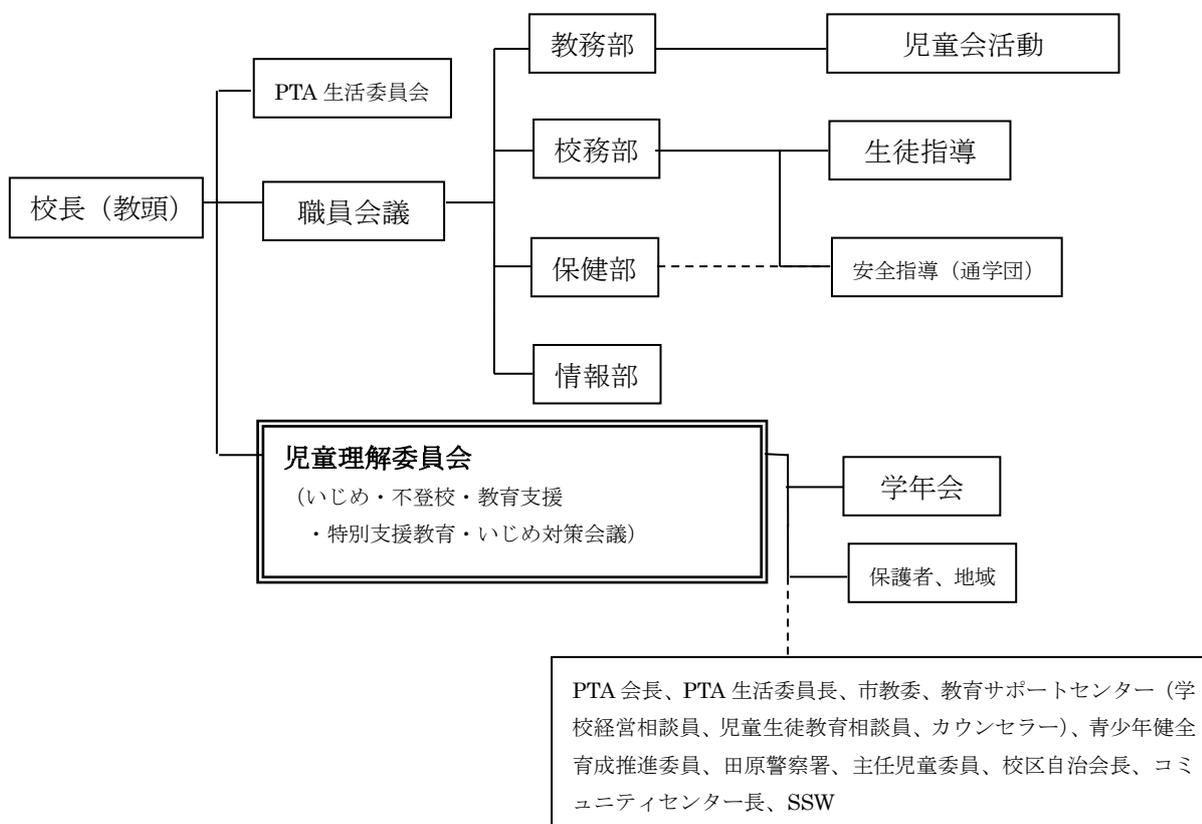
令和4年度 田原中部小学校学校いじめ防止基本方針

1 学校におけるいじめ防止の基本的な考え方

いじめは、いじめられた子供の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの子も被害者にも加害者にもなり得る。これらの基本的な考えを基に教職員が日ごろからささいな兆候を見逃さないようにするとともに、学校全体で組織的に対応していく。教職員だけでなく、保護者や地域、教育関係機関の協力を得ながら協働して、未然防止と早期解決に当たる。

何より学校は、子供が教職員や周囲の友達との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。子供一人一人が大切にされているという実感を持つとともに、互いに認め合う人間関係を築き、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、子供の自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを推進する。

2 いじめ防止等の対策のための校内組織



3 学校におけるいじめ防止策

(1) いじめの未然防止

- ・認め合い、励まし合える人間関係を育成する。
- ・仲間づくりと日常的な活動をとおして、子供と子供、子供と教師の心の交流を図る。
- ・分かる授業づくりを進め、すべての子供が参加・活躍できる授業展開を工夫する。
- ・いじめ防止をテーマとした取組を、道徳の時間や学級活動等の年間計画に位置づける。

(2) いじめの早期発見

- ・児童理解委員会を年間1回開催し、気になる子供の情報を共有するとともに、全教職員が協働体制を組んで指導を行う。
- ・心のアンケートを学期1回実施して、実態を把握する。また、その結果を基に、定期的な教育相談活動を実施し、当該する子供を指導・援助する。

- (3) いじめの対処（学校における生徒指導体制） ※「いじめへの対応フローチャート」参照
- ・いじめが認められたときは、校長、教頭の指導の下、教務主任、生徒指導担当（校務主任）を中心に学年主任及び当該児童の担任、養護教諭で「いじめ対策会議」を開催し、援助・指導の方策を講じる。必要に応じて、教育関係者の参加を依頼する。
 - ・問題のある子供については、問題の所在や実態を正しく捉え、家庭と相談を図りつつ、適切な援助と指導にあたる。

4 重大事態への対応

重大事態が生じた場合には、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。重大事態の調査を行う場合は、「緊急いじめ対策会議」を母体としつつ、事案に応じて適切な専門家を加えて対応する。

※<重大事態（「いじめ防止対策推進法」第28条）>

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当に期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

【自殺にかかる通知との関係】

自殺事案については、第一報（速報）を教育委員会に入れ、初期調査（3日以内に全ての教員及び関係の深かった児童生徒への聞き取り）を行うと同時に、具体的な対応や児童生徒へのケア・支援等について、教育委員会と連携して進める。

※「重大事態対応フロー図」別紙

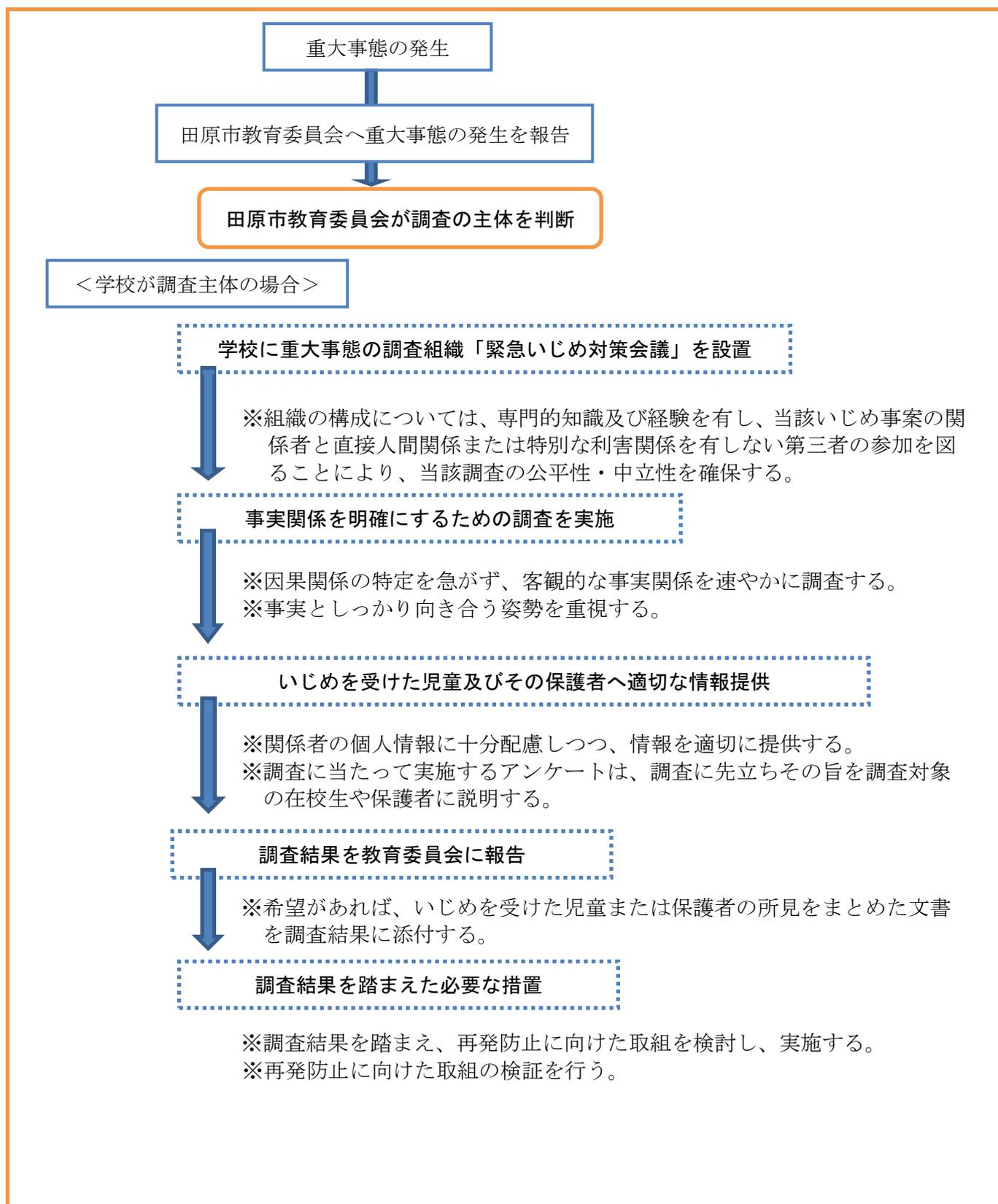
5 取組の評価について

- ・学校評価等にいじめに関する項目を設定し、いじめの認識と実態を捉え、指導や改善に活かす。
- ・各学期末の児童理解委員会では、心のアンケートの結果やこれまでの児童理解委員会の情報を基に取組の検証を行う。

6 家庭や地域との協働体制

- ・市や県の相談員、スクールカウンセラー等との連絡を密にし、情報収集や指導の方策を講じる。
- ・学校ホームページに「学校いじめ防止基本方針」を掲載し、趣旨の理解を図る。

【重大事態対応フロー図】



<いじめ防止の取組の年間計画>

	児童理解委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	児童理解委員会① 「学校いじめ防止基本方針」の内容確認 交流学习の計画（教育支援） 新学級の様子及び個別の対応を有する児童の把握	相談室やSCの紹介・案内 児童、保護者への周知 学級開き、学年開き 保健指導（心と体の成長）	いじめ相談窓口の児童、保護者への周知 発育測定	授業参観
5月	児童理解委員会② 情報交換及び対策の検討 通級指導、少人数指導等の状況の把握	運動会応援合戦		運動会 学校評議員会①
6月	児童理解委員会③ 心のアンケート、教育相談の結果をもとに情報交換及び対策の検討	情報モラル指導（ネットモラル） なかよし班遊び① なかよし班清掃	心のアンケート実施（6/6～6/10） 教育相談週間（6/13～6/17）	
7月	児童理解委員会④ 情報交換及び対策の検討（各学年の現状報告及び指導方針の検討について） 保護者会内容の報告	なかよし班遊び② ケータイ安全教室（4年・6年）		保護者会（個人懇談）
8月	心のアンケート評価・検証			
9月	児童理解委員会⑤ 情報交換及び対策の検討	なかよし班遊び③	発育測定	
10月	児童理解委員会⑥ 情報交換及び対策の検討（就学時健康診断・新1年生の適正就学について）	なかよし班清掃		授業参観
11月	児童理解委員会⑦ 情報交換及び対策の検討（在校生の適正就学について）	人権をテーマにした道徳授業 なかよし班遊び④	心のアンケート実施（11/8～11/12） 教育相談週間（11/15～11/19）	学芸会
12月	児童理解委員会⑧ 情報交換及び対策の検討（保護者会内容の報告、教育相談の結果について）	人権週間（講話） 赤い羽根募金活動		保護者会（個人懇談）
1月	児童理解委員会⑨ 情報交換及び対策の検討（冬休みの様子について）	学校保健委員会（命の大切さ） なかよし班遊び⑤ 5年薬物乱用防止教室	身体測定	縄跳びオリンピック（学校公開）
2月	児童理解委員会⑩ 自己評価（次年度の特別支援学級の運営等について）	なかよし班遊び⑥	心のアンケート実施（2/6～2/10） 教育相談週間（2/13～2/17）	6年保護者会（学級懇談） 学校評議員会② ・取組の自己評価 民生児童委員懇談会

3 月	(児童理解委員会⑩) (学校関係者評価の結果の 検証、「基本方針」の見直 し・次年度に向けて)	6年生を送る会		1～5年保護者会 (学級懇談)
通 年	校内のいじめに関する情報 の収集 対応策の検討	朝会における校長講話 道徳教育、体験活動の充実 分かる授業の充実	健康観察の実施 S Cによる相談	あいさつ運動

※いじめが発生した場合は、関係する職員で共通理解を図りながら対応する。